

繁茂竹林整備事業における入札参加について

1 繁茂竹林整備事業の競争入札参加資格について

山口県が発注する繁茂竹林整備事業の競争入札に参加するためには、山口県会計管理局会計課所管の「競争入札参加資格者名簿」とあわせ、農林水産部森林整備課所管の「繁茂竹林整備事業入札参加届出一覧表」に登録される必要があります。

2 「競争入札参加資格者名簿」（会計課）への登録

- (1) 山口県会計管理局会計課へ「競争入札参加資格審査申請書」の提出が必要です。
- (2) 現在の資格者名簿の有効期間が令和4年9月30日で満了するため、10月1日以降の入札に参加するためには、再度、資格審査申請が必要です。（有効期間：令和4年10月1日（又は資格決定日）から令和7年9月30日まで）
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の内容については次のとおりです。
 - ア 資格区分：業務の委託（県庁舎等の清掃業務の委託を除く）
 - イ 業務種目分類
 - 大分類「1 建物等の保守管理・運営」
 - 小分類「17 竹林伐採」
 - ウ 詳細については、会計課ホームページを参照ください。
（アドレス <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/160/158716.html>）

3 「繁茂竹林整備事業入札参加届出一覧表」への登録

- (1) 山口県農林水産部森林整備課へ「繁茂竹林整備事業入札参加届出書」の提出が必要です。

なお、「競争入札参加資格審査申請書」（会計課提出）と「繁茂竹林整備事業入札参加届出書」（森林整備課提出）は同時に提出されてもかまいません。
- (2) 会計課所管の「競争入札参加資格者名簿」に登録された方を対象に、当該届出書類により資格審査の上、「繁茂竹林整備事業入札参加届出一覧表」へ登録します。
- (3) 届出方法
繁茂竹林整備事業入札参加届出審査事務処理要領を参照ください。
※森林整備課ホームページよりダウンロード可
（アドレス <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/107/23311.html>）

(4) 受付期間

- ・ 会計課における「競争入札参加資格審査申請書」の集中受付期間は、令和4年8月5日までです。それ以降に申請された場合は、会計課における入札参加資格決定日が令和4年10月16日以降となりますのでご注意ください。
- ・ 繁茂竹林整備事業入札参加届出書については随時受け付けますが、審査に時間を要するため、会計課への「競争入札参加資格審査申請書」の提出と併せ、早期の提出をお願いします。

4 その他

繁茂竹林整備事業入札参加届出に係る事務手続きの流れについては別添を参照ください。

繁茂竹林整備事業入札参加届出の事務手続きの流れ

今回、入札参加を希望される方は、繁茂竹林整備事業入札参加届出一覧表への登録が必要となります。登録に必要な事務手続きの流れは次のとおりです。

繁茂竹林整備事業の入札参加を希望される時点で必要な要件

次の(1)あるいは(2)に該当し、(2)については要件①②をすべて備えた者であること。

- (1) 「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき知事の認定を受けた林業事業者
(2) 土木一式工事業、とび・土工工事業又は造園工事業で、山口県の建設工事等競争入札参加資格を有する者
- ① 作業労働者を3名以上常時雇用し、そのうち2名以上は労働安全衛生法に基づく「伐木等の業務特別教育修了者」であること。
② 山口県内に本社あるいは主たる営業所を有する者であること。

↓ 森林整備課へ申請

↓ 会計課へ申請

繁茂竹林整備事業
入札参加届出書の提出(原則郵送)

◎受理及び審査

技能要件等の審査、労働安全衛生法に基づくチェーンソーを用いた伐木等の業務特別教育修了証写しの添付

競争入札参加資格審査申請書の提出

1 資格区分

「業務委託」(県庁舎等の清掃業務の委託を除く)

2 業務種目分類

大分類: 「1 建物等の保守管理・運営」

小分類: 「17 竹林伐採」

↓ 森林整備課の審査

↓ 会計課の審査

「競争入札参加資格者名簿」に登録

「繁茂竹林整備事業入札参加者届出一覧表」に登録